# 1 見舞金等各種手当一覧

| 種目 | 対象者 | 支給額 | 所得制限等 | 申請に必要な書類等 |
|---|---|---|---|---|
| **原爆被爆者見舞金**<br>**【保健総務課】** | 被爆者健康手帳の交付を受けていて、9 月 1 日時点で市内に居住し、かつ、住民登録をされている者 | 7,000 円 | なし | 申請書 |
| **難病患者援助金**<br>**【保健総務課】** | 千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証又は、船橋市小児指定疾病医療費助成登録証を交付されている者 | 月 20 日以上入院<br>10,000 円<br>1 日以上通院<br>5,000 円 | なし | 1.申請書<br>2.入院・通院証明書<br>3.受給者証又は登録証の写し |
| **災害見舞金等**<br>**【地域福祉課】** | 全焼（壊）<br>単身世帯<br>一般（2 人以上）世帯 | <br>30,000 円<br>50,000 円 | なし | 1.本人確認書類<br>2.その他 |
| | 半焼（壊）<br>単身世帯<br>一般（2 人以上）世帯 | <br>20,000 円<br>30,000 円 | | |
| | 消火冠水<br>単身世帯<br>一般（2 人以上）世帯 | <br>10,000 円<br>20,000 円 | | |
| | 床上浸水<br>災害見舞金<br>単身世帯<br>一般（2 人以上）世帯<br>特別災害見舞金<br>単身世帯<br>2 人世帯<br>3 人以上世帯 | <br><br>10,000 円<br>20,000 円<br><br>10,000 円<br>20,000 円<br>30,000 円 | | |
| | 死亡弔慰金 1 人 | 100,000 円 | | |

## 見舞金等各種手当

| 種目 | 対象者 | 支給額 | 所得制限等 | 申請に必要な書類等 |
|---|---|---|---|---|
| **児童手当**<br>**【子育て給付課】** | 高校生年代（18 歳到達後最初の 3 月 31 日）までの児童を養育している者 | 児童 1 人につき<br>月額<br>3 歳未満<br>15,000 円<br>3 歳以上<br>10,000 円<br>第 3 子以降<br>一律 30,000 円 | なし | 1.申請者の銀行口座がわかるものの写し<br>2.申請者および配偶者の個人番号確認書類<br>3.申請者等の本人確認書類<br>4.その他 |
| **子ども医療費助成**<br>**【子育て給付課】** | 0 歳～高校生年代（18 歳到達後最初の 3 月 31 日）までの子どもの保護者<br>（生活保護受給世帯を除く） | 保険適用医療費の自己負担額から高額療養費、附加給付金及び公費負担医療制度の給付額並びに自己負担金（通院 1 回、入院 1 日につき 300 円※）を差し引いた額。<br>※市民税所得割非課税世帯の自己負担金は無料。<br>※同一医療機関で月毎に入院は 10 日、通院は 5 回を超えて以降無料。 | － | ●登録申請<br>1.子どもの被保険者情報がわかる書類<br>2.申請者および配偶者の個人番号確認書類<br>3.申請者等の本人確認書類<br>4.その他<br>●償還払い申請<br>1.申請書（郵送の場合ホームページよりダウンロード）<br>2.領収書原本<br>3.申請者の銀行口座がわかるものの写し<br>4.受給券の写し<br>5.子どもの被保険者情報がわかる書類（高額療養費該当の場合等）<br>6.印鑑（高額療養費該当の場合等）<br>7.その他 |
| **小学校及び中学校入学援助金**<br>**【子育て給付課】** | 市民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯等で小学校、中学校等に入学する児童を養育している者。<br>（母子家庭、父子家庭等児童入学及び就職祝金受給世帯と、生活保護受給世帯を除く） | 児童 1 人につき小学校入学の場合<br>2,000 円<br>中学校入学の場合<br>5,000 円<br>（令和 7 年 4 月入学者） | あり | 1.支給要件を証する書類<br>2.申請者の銀行口座がわかるものの写し |

| 種目 | 対象者 | 支給額 | 所得制限等 | 申請に必要な書類等 |
|---|---|---|---|---|
| **児童扶養手当**<br>**【子育て給付課】** | 次の状況にある18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満まで)の間にある児童等を監護している母あるいは監護し、かつ生計を同じくする父等<br>①父母が離婚②父または母が死亡③父または母が重度の障害④父または母が生死不明⑤父または母からの遺棄⑥父または母が保護命令を受けた⑦父または母が拘禁⑧未婚の母の児童⑨その他<br>※④⑤⑦については状態が発生してから1年経過していること | 手当額（月額）<br>児童1人目<br>全部支給<br>46,690円<br>一部支給<br>46,680～11,010円<br>児童2人目以降1人につき<br>上記金額に<br>一部支給<br>11,030～5,520円加算 | あり | 1.申請者および児童の戸籍謄本<br>2.申請者の銀行口座がわかるもの<br>3.年金手帳（記号番号加入年月日）<br>4.その他 |
| **遺児手当**<br>**【子育て給付課】** | 父母または父もしくは母と死別した義務教育終了前の児童を養育している者 | 支給対象児童<br>乳幼児1人につき<br>月額7,000円<br>小学生1人につき<br>月額7,500円<br>中学生1人につき<br>月額8,000円 | あり | 1.申請者および児童の戸籍謄本<br>2.申請者の銀行口座がわかるものの写し<br>3.その他 |
| **ひとり親家庭等医療費助成**<br>**【子育て給付課】** | 児童扶養手当の①～⑨の状態にある母子家庭の母、父子家庭の父等で、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定の障害がある場合は20歳未満まで）の間にある児童等を監護している者および当該児童<br>（生活保護受給世帯を除く） | 保険適用医療の自己負担額から高額療養費、附加給付金及び公費負担医療制度の給付額並びに自己負担金（通院1回、入院1日につき300円）を差し引いた額。(ただし、市民税所得割非課税世帯の自己負担金は無料) | あり | 1.申請者および児童の戸籍謄本<br>2.被保険者情報がわかる書類<br>3.その他 |
| **母子家庭、父子家庭等児童入学及び就職祝金**<br>**【子育て給付課】** | 小、中学校、高等学校等に入学する児童または中学校卒業と同時に就職する児童を養育している母子・父子家庭及び祖父母等の養育者（小学校及び中学校入学援助金受給世帯と、生活保護受給世帯を除く） | 児童1人につき小学校入学の場合<br>2,000円<br>中学校・高等学校入学及び就職の場合<br>5,000円<br>（令和7年4月入学者） | なし | 1.児童扶養手当証書などの支給対象者の要件を証する書類<br>2.申請者の銀行口座がわかるものの写し |

## 見舞金等各種手当

| 種目 | 対象者 | 支給額 | 所得制限等 | 申請に必要な書類等 |
|---|---|---|---|---|
| **特別児童扶養手当**<br>**【障害福祉課】** | ・20 歳未満<br>・支給対象<br>（1 級）身体障害者手帳のおおむね 1～2 級、療育手帳のⒶ～Ａ2 に相当する障害等を有する者を監護している者<br>（2 級）身体障害者手帳のおおむね 3 級及び 4 級の一部、療育手帳のおおむねＢ1 に相当する障害等を有する者を監護している者 | 56,800 円<br><br>37,830 円 | ・所得制限あり<br>・施設入所、障害による年金を受給した場合は対象外 | ○認定請求書<br>○認定診断書<br>（一部省略可）<br>○身体障害者手帳<br>（所持者のみ）<br>○療育手帳<br>（所持者のみ）<br>○戸籍謄本<br>○預金通帳<br>○印鑑<br>○その他 |
| **障害児福祉手当**<br>**【障害福祉課】** | ・20 歳未満<br>・支給対象<br>身体障害者手帳のおおむね 1 級及び 2 級の一部、療育手帳のおおむねⒶ1、Ⓐ2、Ⓐ（最重度）に相当する障害等を有する者 | 16,100 円 | ・所得制限あり<br>・船橋市心身障害児福祉手当との併給不可<br>・施設入所、障害による年金を受給した場合は対象外 | ○認定請求書<br>○身体障害者手帳又は療育手帳（所持者のみ）<br>○認定診断書<br>○印鑑<br>○本人の銀行口座がわかるもの |
| **特別障害者手当**<br>**【障害福祉課】** | ・20 歳以上<br>・支給対象<br>身体障害者手帳のおおむね 1 級及び 2 級の一部、療育手帳のおおむねⒶ1 に相当する障害等が重複又は同程度以上の者 | 29,590 円 | ・所得制限あり<br>・施設入所、入院 3 か月超は対象外 | ○認定請求書<br>○身体障害者手帳又は療育手帳（所持者のみ）<br>○認定診断書<br>○印鑑<br>○本人の銀行口座がわかるもの<br>○年金証書 |
| **船橋市心身障害児福祉手当**<br>**【障害福祉課】** | ・20 歳未満<br>・支給対象<br>身体障害者手帳 1 級～3 級、療育手帳Ⓐ～Ｂ2 に相当する障害を有する者を監護している者 | 8,000 円 | ・所得制限なし<br>・障害児福祉手当との併給不可<br>・施設入所した場合は対象外 | ○申請書<br>○身体障害者手帳又は療育手帳<br>○受給者の銀行口座がわかるもの |
| **ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当**<br>**【障害福祉課】** | 在宅で 20 歳以上 65 歳未満の 6 か月以上ねたきり身体障害者及び重度知的障害者（Ⓐ1～Ａ2）の介護者<br>※いずれも介護保険の認定を受けた者は除く | 12,650 円 | ・特別障害者手当との併給不可<br>・施設入所、入院 3 か月超、要介護認定・要支援認定を受けた場合は対象外 | ○申請書<br>○現況届<br>○介護者の銀行口座がわかるもの |

| 種目 | 対象者 | 支給額 | 所得制限等 | 申請に必要な書類等 |
|---|---|---|---|---|
| **精神障害者入院医療費の助成【障害福祉課】** | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 | 自己負担額の一部<br>月 16,000 円<br>（限度額） | ― | ○申請書<br>○領収書又は所定の証明書<br>○資格確認書など加入保険の資格情報がわかる書類の写し<br>○精神障害者保健福祉手帳<br>○銀行口座がわかるもの |
| **重度心身障害者（児）医療費の助成【障害福祉課】** | 64歳までに、下記手帳いずれかの交付を受けた者<br>・身体障害者手帳1・2級<br>・療育手帳Ⓐ～A2<br>・精神障害者保健福祉手帳1級（令和２年８月１日診療分から助成開始）<br>※65歳以上の者のうち、身体障害者手帳もしくは療育手帳所持者で、令和２年７月31日までに新たに該当等級となった者については、所得等の要件により、助成の対象となる場合がある。<br>※一旦手帳等級が該当以外の等級となり、その後、65歳以上で再度該当等級となった場合は、助成の対象外。 | 健康保険医療給付の一部負担額<br>世帯（医療保険単位）における課税世帯は通院１回、入院１日につき300円の自己負担金あり<br>※調剤は無料 | 所得制限あり | ○申請書<br>○領収書又は所定の証明書<br>○各障害者手帳<br>○資格確認書など加入保険の資格情報がわかる書類の写し<br>○銀行口座がわかるもの<br>○受給券 |

（注）特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、船橋市心身障害児福祉手当、ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当は施設等に入所されている者には支給しない。

## 見舞金等各種手当

| 種目 | 対象者 | 支給額 | 所得制限等 | 申請に必要な書類等 |
|---|---|---|---|---|
| **福祉タクシー乗車券**<br>**【障害福祉課】**<br>**【高齢者福祉課】** | 身体障害者手帳 1・2 級、視覚、下肢・体幹機能障害 3 級、腎臓機能障害（人工透析治療を受けている者に限る）3・4 級の手帳所持者、又は知的障害者Ⓐの 1～Ａの 2 の療育手帳所持者。あるいは、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者。又は介護保険で要支援 2、要介護 1～5 と認定された者<br>（上限枚数）<br>各障害手帳所持者については、年度につき助成枚数は 120 枚（ただし腎臓機能障害で人工透析者は 312 枚）<br>要支援 2、要介護 1、2 については、年度につき 12 枚、要介護 3～5 については、無制限 | 運賃の半額（ただし、1 回につき上限 1,200 円） | 障害福祉課と高齢者福祉課の要件を重複して満たす者は、障害福祉課窓口が優先<br>上限枚数については、多い方が優先 | ○タクシー乗車券交付申請書<br>○身体障害者手帳などの支給対象者の要件を証する書類<br>○銀行口座がわかるものなど |
| **児童福祉施設**<br>**入所費用等助成**<br>**【子育て給付課】**<br>**【療育支援課】** | 児童福祉施設等に入所または里親等への委託措置されている児童の保護者（負担金を納入している者）<br>児童福祉施設（障害児施設）または、児童発達支援事業を利用している児童の保護者 | 費用の全部または一部 | － | ○助成金支給申請書<br>○領収書<br>○申請者の銀行口座がわかるもの<br>○入所措置決定通知書<br>○徴収金等決定（変更）通知書 |
| **身体障害者自動車**<br>**運転免許取得費補助**<br>**【障害福祉課】** | 市内に 6 か月以上居住する身体障害者手帳所持者で準中型自動車免許または、普通自動車免許を取得した者 | 100,000 円<br>（限度額） | － | ○申請書<br>○免許証の写し<br>○身体障害者手帳<br>○領収書など<br>○本人の銀行口座がわかるもの |
| **身体障害者自動車**<br>**改造費助成**<br>**【障害福祉課】** | 身体障害者手帳（肢体不自由に限る）を所持し、自ら自動車を運転する者 | 100,000 円<br>（限度額） | ※平成 25 年 7 月より所得制限導入 | ○申請書<br>○改造費支払明細書・領収書・車検証<br>○身体障害者手帳<br>○免許証の写し<br>○本人の銀行口座がわかるもの<br>○所得額を証する書類など |

| 種目 | 対象者 | 支給額 | 所得制限等 | 申請に必要な書類等 |
|---|---|---|---|---|
| **心身障害者新規就労支度金【障害福祉課】** | 特別支援学校又は中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校の特別支援学級を卒業後 5 年以内の者で新規に就労した者 | 21,000 円 | － | ○就労証明書<br>○申請書<br>○印鑑<br>○卒業証書の写しなど |
| **心身障害児入学祝金【療育支援課】** | 特別支援学校の小・中・高等部又は小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校の特別支援学級入学児の保護者 | 8,000 円 | － | ○在学証明書<br>○申請書 |
| **在宅重度要介護者入院時おむつ代【高齢者福祉課】** | 介護用品の支給を受けていた者 | 月 8,900 円まで（1 回の入院につき最高 3 か月、年度最高 6 か月まで） | あり | 医療機関等の発行した領収書等 |

| **生活福祉資金　【社会福祉協議会】** | | | 貸付限度額 | 貸付要件 |
|---|---|---|---|---|
| 総合支援資金 | 生活支援費 | ・生活再建までの間に必要な生活費用 | （複数世帯）<br>月 20 万円以内<br>（単身世帯）<br>月 15 万円以内<br>・貸付期間<br>原則 3 月（最長 12 月） | 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けることに同意をしていること等、諸要件に該当する場合に貸付対象となる |
| | 住宅入居費 | ・敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | 40 万円以内 | |
| | 一時生活再建費 | ・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 | 60 万円以内 | |
| 福祉資金 | 福祉費 | ・生業を営むために必要な経費<br>・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費<br>・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費<br>・福祉用具等の購入に必要な経費<br>・障害者用の自動車の購入に必要な経費<br>・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費<br>・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費<br>・介護サービス、障害者サービスを受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 資金の用途に応じて上限目安額を設定 | 貸付資金の種類によって申請に必要な要件が異なる |

**見舞金等各種手当**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費<br>・冠婚葬祭に必要な経費<br>・住居の移転等、給排水の設置に必要な経費<br>・就職、技能習得等の支度に必要な経費<br>・その他日常生活上一時的に必要な経費 | | |
| | 緊急小口資金 | ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 | 10 万円以内 | |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 | （高校）<br>月 3.5 万円以内<br>（高専・短大）<br>月 6 万円以内<br>（大学）<br>月 6.5 万円以内 | |
| | 就学支度費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 | 50 万円以内 | |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | 各種要件あり | 貸付資金の種類によって申請に必要な要件が異なる |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | | |